

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

## 国民年金

令和元年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について

年末調整や確定申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられていますので、大切に保管ください。

平成31年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された人は、控除証明書が令和元年10月31日に日本年金機構から発送されます。

令和元年10月1月から令和元年12月31日までの間に、令和元年中に初めて国民年金保険料を納付された人については、令

和2年2月6日に発送される予定です。

ねんきん加入者ダイヤルについて

日本年金機構では、前述している社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関するお問い合わせのほか、年金の加入に関する一般的なお問い合わせについて、「ねんきん加入者ダイヤル」を利用することができません。また、事業者や厚生年金保険加入者向けの照会も電話対応を行っていませんのでご利用ください。電話番号については、下記のとおりです。

### ■お問い合わせ

日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp>  
旭川年金事務所  
年金の加入手続き、納入相談など

## ねんきん加入者ダイヤル

- ・国民年金加入者向け ☎0570-003-004
  - ・事業所・厚生年金加入者向け ☎0570-007-123
- 営業日  
月～金曜日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用できません。

☎0166-271-611  
年金相談の予約など  
☎0166-721-5004  
役場税務住民課年金担当  
☎4-251-1  
内線116・117  
☆4-251103

## お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったり、守られるべき権利が守られない、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基金法律事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、ぜひ、この機会にご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の連絡をお願いいたします。予約

の状況によってはご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

### ■日時

2月26日(水)  
午後1時15分  
～午後5時5分

### ■場所

公民館3階A会議室

### ■相談担当

菊地 顕太 弁護士

### ■主催

旭川弁護士会

■共催 下川町

### ■予約先

税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511内線112  
☆4-251103

